

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成25年4月5日

盛岡広域振興局長 杉原永康

## 1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 盛岡市中央卸売市場総合食品センター 盛岡市羽場10地割100番地3ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 盛岡市中央卸売市場
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
  - ア 株式会社ベルプラス
  - イ 有限会社丸源生花店
  - ウ 株式会社青三
  - エ 株式会社平川食品
  - オ 株式会社澤田屋
  - カ 株式会社橋市
  - キ 株式会社丸庄青果
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成25年11月19日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 8,499平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
  - ア 収容台数 206台
  - イ 出入口 2か所
- (7) 駐輪場の収容台数 0台
- (8) 荷さばき施設の面積 599平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 42立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - ア 株式会社ベルプラス
    - (ア) 開店時刻 午前6時
    - (イ) 閉店時刻 午後6時
  - イ 有限会社丸源生花店
    - (ア) 開店時刻 午前6時
    - (イ) 閉店時刻 午後5時
  - ウ 株式会社青三
    - (ア) 開店時刻 午前6時
    - (イ) 閉店時刻 午後3時
  - エ 株式会社平川食品
    - (ア) 開店時刻 午前6時
    - (イ) 閉店時刻 午後3時
  - オ 株式会社澤田屋
    - (ア) 開店時刻 午前6時
    - (イ) 閉店時刻 午後4時
  - カ 株式会社橋市
    - (ア) 開店時刻 午前6時

(イ) 閉店時刻 午後2時

キ 株式会社丸庄青果

(ア) 開店時刻 午前8時

(イ) 閉店時刻 午後4時

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前0時から午後12時まで

(12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前0時から午後12時まで

2 届出年月日 平成25年3月18日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所